

# 共済年金 だより

KKR

平成25年10月発行

No.108

国家公務員共済組合連合会

主  
な  
記  
事

## <重要>

- 「平成26年分の扶養親族等申告書」について ..... 2頁  
扶養親族等申告書に関するよくある質問 ..... 3・4頁

## <お知らせ>

- 各種証明書等の再発行自動受付サービスをご利用ください ..... 5頁  
こんなときには届出を ..... 6頁  
全国年金相談会のご案内 ..... 7頁  
情報満載「KKRホームページ」をご覧ください  
読者のひろば・原稿募集・お問い合わせ先 ..... 8頁



「雲海の朝」 鹿児島県始良郡湧水町 福浦 重松さん（鹿児島県）

# 「平成26年分の扶養親族等申告書」について

障害(共済)年金、遺族(共済)年金は非課税ですのでお送りしていません


■ 「扶養親族等申告書」は、退職(共済)年金などの「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成26年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています

- ① 65歳未満の方(昭和25年1月2日以後の生まれの方) ————— 108万円
- ② 65歳以上の方(昭和25年1月1日以前の生まれの方)で
  - 退職共済年金を受給している方 ————— 80万円
  - 退職共済年金以外(退職年金、減額退職年金など)の年金を受給している方 — 158万円
- ◎ 上記の金額未満の方は、課税対象とはなりませんので「扶養親族等申告書」をお送りしていません。

■ 「扶養親族等申告書」を提出した場合と、提出しなかった場合の所得税額が違います

(例) 年金一郎さんの場合

本人(無職) 退職共済年金 年金額 180万円 年齢 64歳



妻(無職) 年齢 61歳 (控除対象配偶者)

定期支給期毎の所得税額 (復興特別所得税を含む)

「扶養親族等申告書」を提出した場合	基礎的控除などの所得控除があります	1,531 円
「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合	基礎的控除などの所得控除はありません	22,972 円

## ◎ 会社等に勤務されている方へ

会社等に勤務し、その給与の支払者に「平成26年分 給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される方も、年金を支払う連合会に「扶養親族等申告書」を提出することができますが、このように給与と年金の両方に申告書を提出された場合、重複して所得控除されることとなり、確定申告の際に所得税を追加納付しなければならない場合があります。

こうした所得控除の重複による追加納付を避けたい方は、連合会に「扶養親族等申告書」を提出しないこともできます。

※ 詳しくは同封の「平成26年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をご覧ください。

■ 「扶養親族等申告書」の提出期限は、平成25年11月15日です

- ◎年金から所得税を源泉徴収する際に所得控除(本人の基礎的控除等)を受けるためには、配偶者・扶養親族の有無にかかわらず、申告書を提出していただく必要があります。
- ◎「扶養親族等申告書」は、市町村が個人住民税を算定する際の基礎情報にもなります。

# 扶養親族等申告書に関するよくある質問

詳しくは、同封の「平成26年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をご覧ください

## 質問 1

私には扶養親族に該当する者がいません。給与収入等もありません。「扶養親族等申告書」を提出する必要がありますか。

## 答え

提出する必要があります。  
当該申告書の提出により、あなたの年金を支給する際、ご自身の基礎的控除等を受けることができます。

## 質問 2

昨年提出した「扶養親族等申告書」の申告内容に変更が生じましたが、申告書には変更した事項欄のみ記入すればよいでしょうか。  
(平成25年分と平成26年分で申告内容に変更がある場合)

## 答え

平成26年分の申告書には、控除対象となるすべての事項(控除対象配偶者、扶養親族、障害の区分等)を改めて記入してください。  
変更が生じた事項欄のみ記載した場合は、他の控除対象者等について控除の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 質問 3

控除対象配偶者である妻が、来年(平成26年)から退職共済年金(老齢厚生年金)を受けの予定です。  
この場合、引き続き控除対象配偶者として申告することができますか。

## 答え

平成26年中に奥様が受ける退職共済年金(老齢厚生年金)の年金(見込)額(所得税を控除する前の額)が、65歳未満の場合は108万円未満、65歳以上の場合は158万円未満であれば、引き続き控除対象配偶者として申告することができます。  
(同封の「平成26年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」の9頁をご覧ください)

## 質問 4

16歳未満の子や孫は、所得税法では扶養控除が受けられないと聞いています。扶養している中学生の子供がいますが申告する必要はありますか。

## 答え

申告する必要があります。

扶養している中学生（16歳未満）のお子様は所得税法の扶養控除の対象にはなりません。市町村が個人住民税(市(区)町村民税・(都)道府県民税)を算定する際に必要となります。

申告書の「扶養親族(16歳未満)」欄に氏名、生年月日を記入してください。

この場合、扶養親族(16歳未満)の内容だけではなく、他の控除対象となる方全員のすべての事項を改めてご記入いただく必要がありますので、ご注意ください。

## 質問 5

今年(平成25年)、障害者手帳の交付を受けたので、障害者控除の申告をしたいのですが、申告書はどのように記入すればよいでしょうか。

## 答え

障害者手帳の交付を受けた方が年金受給者ご本人の場合は、「受給者本人」の「障害の区分」欄に、また、配偶者・扶養親族の場合は、その方の「障害の区分」欄の該当する部分を○で囲んで、「摘要」欄にその方の氏名・障害の等級(あるいは程度)や内容を記入してください。

(同封の「平成26年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」の7頁から10頁をご覧ください)

この場合、障害者控除の内容のみを記入するのではなく、他の控除対象となる方全員のすべての事項を改めてご記入いただく必要がありますので、ご注意ください。

なお、今年(平成25年)、障害者手帳の交付を受けられた方で納付税額がある方は、今年(平成25年)1年間の所得税に対する障害者控除を受けることができますので、来年(平成26年)2月中旬から始まる、「平成25年分の所得税の確定申告」の際に障害者控除の申告を行うことができます。

確定申告の詳細については、お近くの税務署にお問い合わせください。





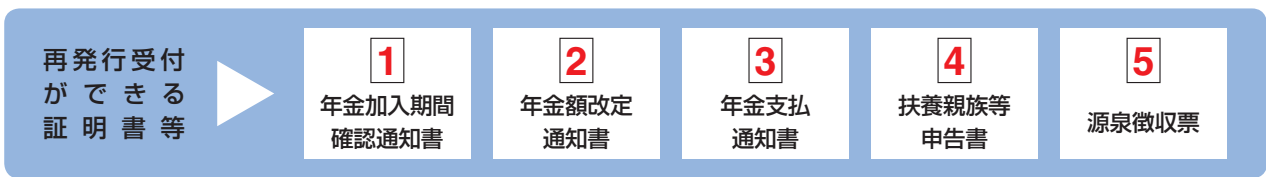
# 各種証明書等の再発行自動受付サービスをご利用ください

11月から「平成26年分の扶養親族等申告書」再発行の受付も始まります

「年金加入期間確認通知書」等の各種証明書の再発行のご依頼につきましては、24時間受付の専用電話による『各種証明書等の再発行自動受付サービス』をご利用ください。

携帯電話・PHSからもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線により利用できない場合があります。

なお、障害(共済)年金および遺族(共済)年金については非課税のため、「扶養親族等申告書」および「源泉徴収票」の発行は行っておりません。



■「平成26年分の扶養親族等申告書」は、平成25年11月1日から翌年8月31日までの間だけ、再発行受付を行います。(平成25年分の再発行受付は終了しています)

■再発行する証明書等につきましては、概ね1週間程度で、登録ご住所あてにお送りいたします。

## 再発行をご希望の方へ

次の「再発行自動受付メモ」欄に「年金証書記号番号」と「再発行する書類の番号」を予めご記入の上、専用電話にダイヤルしてください。

**再発行自動受付メモ**

② 専用電話にダイヤルしてください  
☎ **03-5212-2243**

③ 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください

手続き簡単!  
再発行の流れ

① 太枠部分に  
あらかじめ  
ご記入く  
ださい。

おたずねする項目	お 答 え	
年金証書記号番号	A	
番号の確認	よい場合…… 1 訂正する場合…… 9	
再発行する書類	年金加入期間確認通知書…1 年金額改定通知書…2 年金支払通知書…3 扶養親族等申告書…4 源泉徴収票…5	
書類の確認	よい場合…… 1 訂正する場合…… 9	

# こんなときには届出を

届出が遅れますと、年金が払い過ぎになり、  
さかのぼって返済していただくこととなりますので、ご注意ください

## ■ 厚生年金や私学共済などに加入されたとき

退職共済年金・障害共済年金等を受給されている方が、厚生年金保険や私立学校教職員共済制度に加入されたとき、または、国会議員や地方議会議員になられたときは、**ボーナス等も含む賃金と年金額の合計額に応じて年金の一部の支給が停止になることがありますので、『厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)』**をご提出ください。

また、昭和12年4月2日以降生まれの方で、70歳以後、厚生年金保険適用事業所に勤務されている方や私立学校教職員共済制度の特定教職員として勤務されている方も、同様に『**厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)**』をご提出ください。

## ■ 雇用保険法による失業給付(基本手当)を受けようとするとき

65歳までの退職共済年金を受給されている方が、公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みをしたときは、**求職の申込みをした月の翌月から職域加算額を除く退職共済年金の支給が停止となりますので、『退職共済年金支給停止事由該当届』と『雇用保険受給資格者証の写し』**をご提出ください。

## ■ 加給年金額が加算されている方へ

加給年金額の対象者が、次のいずれかに該当したときは、**加給年金額が支給されなくなりますので、『加給年金額対象者異動届』**をご提出ください。

対象者	届出が必要となる主な事由
加給年金額対象者である配偶者	①老齢厚生年金または退職共済年金(いずれも加入期間が20年以上または20年以上とみなされる年金)を受けることになったとき ②障害を事由とする年金(障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等)を受けることになったとき ③離婚したとき ④年金を受給されている方によって生計が維持されなくなったとき ⑤お亡くなりになったとき
加給年金額対象者である子	①年金を受給されている方の配偶者以外の養子となったとき ②養子である子が離縁したとき ③婚姻したとき ④年金を受給されている方によって生計が維持されなくなったとき ⑤お亡くなりになったとき
年金受給者ご本人	加給年金額が加算された老齢厚生年金を受けることになったとき (老齢厚生年金からの支給が優先されます)

## 年金に関する各種『届出用紙』について

年金に関する各種届出用紙については、年金証書に同封した「届出用紙綴」の中にあります。

また、連合会年金部までお電話いただければ用紙をお送りいたします。





# 全国年金相談会のご案内

「年金相談会」は、事前のご予約が必要です

年金についてのご相談に応じるため、6月より全国35会場で「年金相談会」を開催しており、11月以降も14会場にて実施いたします。

会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにご予約ください。

## 開催日程

開催地	開催日	開催会場
大阪市	11月8日(金)	KKRホテル大阪
熊本市		KKRホテル熊本
福島市	11月15日(金)	ホテルサンルートプラザ福島
那覇市		サザンプラザ海邦
宮崎市	11月22日(金)	ひまわり荘
福井市	11月29日(金)	ターミナルホテルフクイ
鹿児島市	12月6日(金)	KKR鹿児島敬天閣
松山市	12月20日(金)	エスポワール愛媛文教会館
横浜市	1月17日(金)	KKRポートヒル横浜
水戸市	1月24日(金)	ホテルレイクビュー水戸
静岡市	1月31日(金)	もくせい会館
高崎市	2月14日(金)	ホテルルートイン高崎駅西口
宇都宮市	2月21日(金)	ニューみくら
千葉市	2月28日(金)	ホテルプラザ菜の花

## ご予約方法

### KKRホームページからのご予約

KKRホームページ

http://www.kkr.or.jp/

ホーム ▶ 共済年金 ▶ 年金相談・年金試算 の『年金相談会予約フォーム』より必要事項をご入力ください。

### 電話でのご予約

予約受付専用電話 ☎ 03-3265-9708

受付時間 9:30～17:30 (土日祝日、年末年始を除く)

### 文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- ① 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- ② 氏名(フリガナ)
- ③ 生年月日
- ④ 住所、日中連絡がとれる電話番号
- ⑤ 年金証書記号番号
- ⑥ 相談内容

をご記入いただき、下記あてにお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室 予約受付係

～みなさまに役立つ情報を満載～  
「KKRホームページ」をご覧ください

国家公務員共済組合連合会(KKR)のホームページには、年金制度についての各種案内や皆様からよくいただく質問についての「Q&A」などを掲載しています。

また、各種届出用紙をダウンロードいただくことや、ホームページからの年金相談、年金相談会の予約もできます。

その他、『宿泊施設(KKRホテルズ&リゾート)』に関する情報なども掲載しています。

ぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。

## KKRホームページ

http://www.kkr.or.jp/

The screenshot shows the KKR homepage with a search bar at the top. Below the search bar are navigation tabs: ホーム, 共済年金, 医療事業, KKRホテルズ&リゾート, 共済組合員向けサービス. The main content area features a large banner for '共済年金のしおり' and several informational sections: '共済年金' (with links to pension regulations, legal changes, and application procedures), '医療事業' (with links to medical services and centers), and '広報誌KKR' (with a '最新号' section for KKR Yearbook and other services like KKR Hotels & Resorts and KKR BrideNet).

# 読者のひろば

## 音を楽しみ、音楽と道連れ

退職する5年位前のこと、妻は大正琴の名取りで家には何時も楽器と楽譜があった。

今日から連休で外は雨降り、暇潰しに楽譜を見乍らピックで絃をなぞってみる。リズムは無いが一応曲になる、面白い。これが病み付きとなりレッスンに通い人並に弾ける様になった。

1994年8月富山県芸術文化協会が、東欧二か国を親善訪問した際、妻と共に琴城流大正琴富山県支部の一員として同行した。

芸術文化のメッカ、ハンガリー共和国と音楽の都オーストリアのウィーンで、日本の伝統芸能を披露した。

観光旅行と違い、リハーサル、本番、次会場の下見と移動で慌ただしい10日間の旅であったが「海外での演奏経験」が自信となった。

数年後、指導名取りを受験する。何とか難関を突破した。妻と二人で教室を開く。教わると教えるのでは雲泥の差で、苦労は多いが楽しかった。

数年後、師範資格の審査を受けた。楽器楽譜音痴の私、実技は何とかマスターしたが、学科は全然駄目。「五線譜の音符を大正琴の譜面に書換えよ」の出題…。さあ大変!! 妻とピアノ講師の娘の二人から猛特訓を受け、悪戦苦闘の結果、師範免許を取得した。

人の知らぬ苦労のお蔭で、老人会、施設や病院を慰問し、ナツメロ、民謡、童謡を楽しんでもらっています。

「楽は苦の種、苦は楽の種」と昔の人は、うまく言ったもんだと思う。

妻と共に異国の晴れ舞台上で琴を弾けた事は、我が人生で終生忘れられない、最高の宝となった。

富山県 道德 将 さん (72歳)

## 古稀の挑戦

平成元年定年退職し、やがて古稀を迎える年になっていた。人生の節目に、心に残ることはないかとあれこれ模索した。そのころITブームが沸きあがった。在職中、職場にパソコンが導入されたが、退職間近な者は脇に置かれて悔しい思いをした。よし、パソコンの世界に挑戦してみようと思った。

パソコン教室では、「WORD」を受講した。しかし、ことは簡単でなかった。アプリケーション、タスクバー、アイコン、コマンドと耳慣れない用語がいっぱいである。辞典の解説にもまたカタカナ語が出てくる。古稀となると、経験のない新しいことをやろうとすると、どうも脳細胞が拒絶反応を起こすようだ。理解するのに根気がいった。ここは我慢のしどころ、習うより慣れろと頑張った。

そして、文書の作成や処理を一通り習得した。しかし、活用する場がなければ苦労して習った意味がない。その時出合ったのがNHK 学園生涯学習講座の文章教室だった。この講座なら、習い覚えたWORDを活かせると受講した。文章力は実践で磨くものと悪戦苦闘十年、いま文章クラブコースを受講している。原稿用紙五枚を年六回と、年二回の短文コンクール作品を、講評と評価を受けながら勉強している。短文コンクールでは、何度か「特選」の評価をいただけるまでになった。

「古稀の挑戦」は間違っていなかった。苦労は続くが楽しく、そこから得たものは大きい。いまでは、私の生き甲斐になっている。

栃木県 平野 三夫 さん (84歳)

### <「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

皆様が現在「挑戦」「実践」「苦戦」されている体験談など「三せん」をテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部年金相談室「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

こんなときには  
届出を!

- 共済組合の長期組合員となられたとき
- 厚生年金保険または私立学校教職員共済制度に加入されたとき
- 国会議員や地方議会議員となられたとき
- 65歳までの退職共済年金を受給されている方がハローワークに求職の申込みをされたとき
- 加給年金額対象者である配偶者または子に異動があったとき など

届出が遅れますと、年金が払い過ぎになり、さかのぼって返済していただくことになりますので、ご注意ください。

## KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

☎ 03 (3265) 8141 (代表)

- ◆ お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。
- ◆ 電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

KKRホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)